

確定申告が始まります

申告期間
2月17日(月)～
3月17日(月)

問合せ 税務課税務グループ ☎ 2513

確定申告の時期が迫ってきました。下記の項目を参考に準備をすすめていただき、ご不明な点などありましたら、お気軽にご相談ください。申告期間は1か月間ありますが、なるべくお早めに済まされませうようお願いいたします。

申告が必要な方へのご案内方法

役場から「案内ハガキ」を送付します。

また、昨年確定申告をした方には、税務署からも「お知らせハガキ」又は「お知らせ

通知書」が送付されます。※税務署から申告書用紙が送付されなくても、役場で作成します。

案内が来ない方の申告

役場又は税務署から案内が来なくても、申告が必要な場合があります。

平成25年中に一時的な収入を得た方や医療費などの控除額に追加がある方など、申告の要否がご不明な方は、お気軽にご相談ください。

また、公的年金等の収入額が400万円以下で他の所得が20万円以下の方は、確定申告は必要なくなっていますが、源泉徴収票に記載のない控除額の追加がある方などは、申告が必要です。

申告に必要なもの

- ・源泉徴収票(給与又は年金)
- ・社会保険料控除証明書(国民年金など)
- ・保険料控除証明書(生命・個人年金・地震)
- ・医療費の領収書
- ※10万円を超えなくても該当する場合があります。
- ・寄附金の領収書

※2千円を超えた寄附をしたときに該当する場合があります。

- ・金融機関の口座番号
- ※所得税が還付される場合に必要です。番号のメモなどをお持ちください。
- ・印かん
- ・このほか、収入又は控除を証する書類

所得のない方の申告

所得のない方も、必ず申告が必要です。

申告がない場合、国民健康保険税などについて正しい計算ができず、割高な税額となることがあります。

所得がないと思われる方に対しては、役場から案内ハガキを送付しますので、必ずお越しください。

なお、本年の消費税引上げに伴い、住民税が課税されない世帯の方に1万円程度が給付される予定です。(※詳細は、国等で調整中)

このためにも、確実な申告にご協力をお願いします。

追分地区の方【申告日一覧】

月 日	割当地区など
2月17日(月)	花園地区1～2丁目
2月18日(火)	花園地区3～4丁目
2月19日(水)	柏が丘・緑が丘・中央地区
2月20日(木)	本町地区1～4丁目
2月21日(金)	本町地区5～7丁目
2月24日(月)	青葉地区
2月25日(火)	白樺地区
2月26日(水)	若草地区1～2丁目
2月27日(木)	若草地区3丁目
2月28日(金)	その他の地区
3月3日(月)～17日(月)	農業所得の方(土日を除く)

▶ 申告会場 ◀

【早来地区の方】

会 場：保健センター2階
(早来庁舎横)

受付時間：9時～17時

申告日：事業所得や不動産所得のある方に限り、目安の日時をハガキでご案内します。(指定の日時でご都合の付かない方は、別な日時にお越しください。)

【追分地区の方】

会 場：役場追分庁舎2階

受付時間：9時～17時

申告日：左表のとおり、地区ごとに分けて行います。(指定の日にご都合の付かない方は、別な日にお越しください。)